

1回だけと思って健康食品を 注文したが、**定期コース**だった



解約できるか？

「通信販売の広告を見て、健康食品を購入し商品が届いた。1か月後、同じ商品が届き、よく確認すると『定期コース』だった。解約したい」と相談が入りました。

通信販売にクーリング・オフ制度はありません。申し込む前に契約内容や解約条件・解約方法を確認しましょう。特にスマートフォンの場合は文字が小さく、見落とすこともあるので注意してください。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ